

生鮮野菜価格動向調査（変更前は生鮮食料品価格・販売動向調査）
における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

このことを踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された生鮮野菜価格動向調査（変更前は生鮮食料品価格・販売動向調査）（以下「生鮮野菜価格動向調査」という。）に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、同基本方針に従い、本実施要項を定めるものとする。

1 生鮮野菜価格動向調査の概要

生鮮野菜価格動向調査は、生鮮野菜の小売段階における販売区分（国産有機栽培品、国産特別栽培品、輸入品）別の価格動向及び国産標準品との価格の差異を把握し、国内の野菜生産を振興するための各種施策に必要な資料を得ることを目的としており、平成21年調査からは民間競争入札により民間事業者が本業務を実施している。

調査の範囲及び対象	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たす事業所</p> <p>(1) 「都市別調査対象事業所数一覧表」（別紙1）に掲げる都市に所在し、生鮮野菜を取扱っている「百貨店・総合スーパー」、「各種食料品小売業で従業者10人以上」及び「野菜・果実小売業で従業者5人以上」のうちPOSシステムを導入している事業所</p> <p>(2) 「販売区分別調査対象品目一覧表」（別紙2）に定める品目について、次のア及びイの要件を満たす事業所</p> <p>ア 調査の前年の1年間において、いずれかの1品目以上で国産標準品と国産有機栽培品又は国産特別栽培品を取り扱っていること</p> <p>イ 調査の前年の1年間において、いずれかの1品目以上で国産標準品と輸入品を取扱っていること</p>
調査の規模 (別紙1参照)	<p>116店舗</p> <p>調査対象都市別の調査対象事業所数は、「都市別調査対象事業所数一覧表」</p>
調査時期	
調査実施期間	1月から12月までの毎月
調査期日	<p>毎月12日を含む週の木曜日（定休日の場合は金曜日）</p> <p>ただし、調査の期日に特売を行う品目があった場合は、品目ごとに12日を含む週のうち、調査対象事業所が平常の価格で販売する日のい</p>

	<p>ずれか1日を調査対象日とする。</p> <p>なお、毎月12日を含む週のうち全品目が特売日でない日がある場合は、調査対象事業所の意向により当該日を調査対象日に振替ても良いものとする。</p>
調査票の回収 期日	<p>1月～3月分を3月31日、4月～6月分を6月30日、7月～9月分を9月30日、10月～12月分を12月31日とする。</p> <p>なお、調査対象事業所の意向によっては毎月回収を行えるものとする。</p>
調査事項 (品目別、販売 区分別の調査項 目は、別紙2参 照)	<p>「販売区分別調査対象品目一覧表」(別紙2)に定める調査対象品目について、各販売区分(国産有機栽培品、国産特別栽培品及び輸入品)別の1kg当たりの販売価格及び各販売区分別に取扱いのあった品目に係る国産標準品の1kg当たりの販売価格</p>
調査方法	<p>(1) 調査票を郵送、調査員又は電子メールにより配布し、調査対象事業所が記入した調査票を郵送、FAX又は電子メールにより回収する方法</p> <p>(2) 政府統計共同利用システムオンライン調査システム(以下「オンライン調査システム」という。)を使用して調査票を配布し、回収する方法</p>

2 生鮮野菜価格動向調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 生鮮野菜価格動向調査に係る請負業務の内容

生鮮野菜価格動向調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、調査対象事業所への謝礼支給とする(業務の流れについては別紙3-2参照)。

ア 業務実施期間

平成25年11月1日から平成29年2月28日まで(平成26年1月調査分から平成28年12月調査分まで)とする。

イ 農林水産省からの貸与物件

農林水産省からの貸与物件は、次に掲げるものとする。

- (ア) 農林水産省大臣官房統計部長が定める生鮮野菜価格動向調査要領
- (イ) 生鮮野菜価格動向調査 都市別母集団名簿(以下「都市別母集団名簿」という。)
- (ウ) 調査対象事業所候補リスト(なお、調査対象事業所候補リストは事業開始年のみ貸与する。)
- (エ) 生鮮野菜価格動向調査 照会対応事例集(以下「照会対応事例集」という。)
- (オ) 生鮮食料品価格・販売動向調査 平成24年疑義照会取りまとめ表
- (カ) オンライン調査システム利用手順書(以下「システム利用手順書」という。)
- (キ) ワンタイムパスワードトークン(「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード(認証のために1回に限り使用できる使捨てパスワードをいう。)を生成する機器をいう。)

(ク) 生鮮野菜価格動向調査 オンライン調査システム操作ガイド（以下「システム操作ガイド」という。）

ウ 業務の引継ぎ

農林水産省は、民間事業者が本業務を開始するまでの間に、業務内容を明らかにした書類等により民間事業者に必要な業務の引継ぎ等を行うものとする。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省は9の(1)の報告等を基に次期事業者へ引継ぎを行うものとするが、業務終了前に民間事業者に対し引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じるものとする。

エ 業務内容

本業務における業務内容は次のとおりであるが、民間事業者は定期的に農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めるものとする。

(7) 実査準備

a 調査票等の作成（11月上旬）

民間事業者は、民間事業者の創意工夫により調査票を作成し、業務実施の具体的な方法、その質の確保等に関する書類（以下「提案書」という。）に調査票のレイアウト（案）を添付すること。契約後、農林水産省と協議した上で調査票、調査票の記入の仕方を作成し、農林水産省の承認を得ること。

b 調査関係用品の印刷（11月から12月中旬まで）

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

(a) 「調査対象事業所に配布する調査関係用品」（別紙5参照）をaで作成した調査票、調査票の記入の仕方及び農林水産省が提供する原稿を基に作成・印刷すること。

(b) 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した仕様（紙質、色など）を使用すること。

見本については、入札説明会において示すものとする。

(c) 調査対象事業所に配布する調査関係用品における本調査の実施機関名は「農林水産省生鮮野菜価格動向調査事務局」とすること。

c 調査対象事業所の選定・協力依頼、調査対象事業所への翌年の調査の連絡・協力依頼（11月から12月20日まで）

(a) 事業開始年

i 民間事業者は、農林水産省が貸与する「調査対象事業所候補リスト」に整理されている事業所へ調査の趣旨、調査内容等の説明を行うとともに調査への協力依頼を行い、都市別の調査対象事業所数を確保する（都市別の調査対象事業所候補数及び調査対象事業所数は別紙1参照）。

調査への協力が得られた事業所については、事業所の意向により調査方法（郵送調査、オンライン調査システム等）を決定する。その際、インターネットが整備されている事業所については、オンライン調査についても積極的に協力を求めることとし、オンライン調査を希望する事業所があっ

た場合は農林水産省へ連絡すること（オンライン調査への変更は、年途中からでも可能）。

なお、オンライン調査導入促進の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述するものとする。

- ii 調査への協力が得られなかった場合、民間事業者は、「調査対象事業所候補リスト」に整理されている他の事業所へ調査の協力依頼を行うこととするが、全ての事業所から調査への協力が得られなかった場合は、農林水産省が貸与する「都市別母集団名簿」を基に調査対象事業所を選定する。
- iii 民間事業者は、i 及び ii により調査協力が得られた事業所を「生鮮野菜価格動向調査 調査対象事業所リスト」（別紙6）ファイルに整理し、電子媒体に収録した上、期日までに農林水産省に提出する（本リストには個人情報が含まれるため、取扱いに当たってはセキュリティに十分留意すること。以下同じ。）。

(b) 事業開始2年目以降

- i 民間事業者は、12月1日現在の調査対象事業所について、選定替えの必要の有無を判断し、継続して調査を行うと判断した事業所に対しては翌年の調査への継続意向の確認を行い、選定替えを行う必要があると判断した調査対象事業所については農林水産省へ調査の中止の連絡を行う。
- ii 民間事業者は、i の継続意向の確認において翌年の調査への協力が得られなかった調査対象事業所及び民間事業者が選定替えの必要があると判断した調査対象事業所について、農林水産省が貸与する「都市別母集団名簿」を基に代替えの事業所を選定する。

また、選定した事業所に対して、調査の趣旨、調査内容等の説明を行うとともに調査への協力依頼を行う。

その際、インターネットが整備されている事業所については、オンライン調査についても積極的に協力を求めることとし、オンライン調査を希望する事業所があった場合は農林水産省へ連絡すること（オンライン調査への変更は、年途中からでも可能）。

調査への協力が得られた事業所について、事業所の意向により調査方法（郵送調査、オンライン調査システム等）を決定し、都市別の調査対象事業所数を確保する。

- iii 民間事業者は、翌年の調査対象事業所について、「生鮮野菜価格動向調査 調査対象事業所リスト」（別紙6）ファイルに整理し、電子媒体に収録した上、期日までに農林水産省に提出する。

(c) 調査期間中に調査の継続が困難となった場合の調査対象事業所の選定

調査期間中に調査の継続が困難となった調査対象事業所については、随時、民間事業者が、農林水産省が貸与する「都市別母集団名簿」を基に代替の事業所を選定し、「生鮮野菜価格動向調査 調査対象事業所リスト」（別紙6）ファイルに収録した電子媒体をその都度、農林水産省に提出する。

(イ) 実査

a 調査関係用品の配布（12月から1月上旬まで）

民間事業者は、(7)により選定した調査対象事業所に対し、調査関係用品を配布する。

また、オンライン調査については、「システム利用手順書」に基づきID、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し配布する。

調査関係用品の配布に要した郵送料については、実額（調査対象事業所への郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。

b オンライン調査システムの回答者情報登録（随時）

民間事業者は、毎月5日までに、「システム利用手順書」に基づき回答者情報等の登録作業を行う（別紙7参照）。

なお、情報セキュリティ対策を講じた作業所並びにADSL等のブロードバンド環境及び固定IPアドレスを民間事業者で準備するにととし、システム環境については次表のとおりとする。

OS（オペレーティングシステム）	Windows7、Windows Vista、Windows XP（SP3とし、メーカーサポートが切れる時期までに対応するシステム環境を用意したものに限る。）、MacOS X v10.7、MacOS X v10.6、MacOS X v10.5、MacOS X v10.4
ブラウザ	Internet Explorer9、Internet Explorer8、Internet Explorer7、Safari6、Safari5、Safari4、Firefox15、GoogleChrome 21.0
PDF利用ソフト	Adobe Reader 8.0以上

c 調査対象事業所からの問合せ、苦情等の対応（随時）

民間事業者は次の事項に基づき調査対象事業所からの問合せ、苦情等の対応を行う。

- (a) 調査対象事業所からの調査内容等に関する照会に適宜回答すること。
- (b) 調査対象事業所からの問合せ、苦情等については、照会対応事例集に基づき、「問合せ、苦情等対応マニュアル」を作成し、本業務開始までに農林水産省の了解を得た上で、これにより対応すること。
- (c) 問合せ、苦情等の対応状況については「生鮮野菜価格動向調査 問合せ・苦情等対応状況」（別紙8の様式による。以下「問合せ・苦情等対応状況」という。）に取りまとめ、期日までに、第1報統計表の電子媒体と併せて農林水産省に提出すること。

また、オンライン調査システムを使用する場合の問合せ、苦情等の対応については、「システム操作ガイド」に基づき行うこと。

d 調査対象日及び提出期限の確認

民間事業者は、調査を円滑に進めるため、調査対象事業所に対して調査対象

日及び調査票の提出期限の確認を行うとともに、調査票への記入及び提出を依頼すること。

e 調査票の回収・督促（年4回）

民間事業者は次により調査票の回収・督促を行う。

- (a) 調査票の回収・督促方法は、民間事業者が設定することとし、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。

調査票の回収に要した郵送料については、実額（調査対象事業所からの郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。

- (b) 指定した期日までに調査票が提出されない調査対象事業所に対し、督促を行うこと。

- (c) 民間事業者は、「生鮮野菜価格動向調査 調査票回収・督促状況」（別紙9の様式による。以下「調査票回収状況」という。）へ調査票の回収日、督促状況等の必要事項を記載し、調査票の回収状況を管理する（電子媒体でも可）。

なお、調査票回収状況については、四半期毎に作成し、期日までに調査票、(ウ)の疑義照会状況と併せて農林水産省に提出すること。

(ウ) 調査票の内容審査及び調査対象事業所への疑義照会（年4回）

民間事業者は、提出された調査票の内容について、農林水産省が示す「生鮮野菜価格動向調査 審査事項一覧表」（別紙4参照。以下「審査事項一覧表」という。）に基づき、記入漏れがないか確認するとともに、記入内容の妥当性等について確実に審査を行い、疑義がある場合は調査対象事業所に対して照会を行い、調査票の内容を必要に応じ修正する。

なお、調査票の内容審査、調査対象事業所への照会については、審査事項一覧表の他に、農林水産省が契約後に貸与する、「生鮮食料品価格・販売動向調査平成24年疑義照会取りまとめ表」も活用し、効率的に行う。

また、調査対象事業所に対する照会の状況は「生鮮野菜価格動向調査 疑義照会状況」（別紙10の様式による。以下「疑義照会状況」という。）に取りまとめ、期日までに調査票、(イ)の調査票回収状況と併せて農林水産省に提出すること。

(エ) 調査票の電子化（調査票ファイルの作成・報告）（年4回）

民間事業者は、審査が終了した調査票について、データを電子化（エクセルファイル又はCSVファイル）し、審査済み調査票と照合確認の上、期日までに審査済み調査票と併せて農林水産省に提出すること。

(オ) 集計及び報告

a 電子化された調査票データの集計、審査及び第1報統計表の作成（年4回）

民間事業者は、電子化された調査票データを月別・品目別にエクセルで集計し、集計値については審査事項一覧表に基づき確実に審査・検討を行う。審査終了後、農林水産省が公表する「第1報」の統計表の電子媒体を作成し、期日までに農林水産省に提出すること。

b 報告書統計表の作成・審査（年1回）

民間事業者は、1月分から12月分までの電子化された調査票データをエクセ

ルで集計し、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき確実に審査・検討を行う。審査終了後、農林水産省が公表する報告書の統計表の電子媒体を作成し、期日までに農林水産省に提出すること。

c 第1報統計表及び報告書統計表の作成・検討に当たっての留意点

民間事業者は、農林水産省から異常値が発見された旨の連絡を受けた場合はその要因を調査し、修正が必要となった場合はデータの修正を行うこと。

民間事業者は、農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合は、これに応じること。

第1報統計表及び報告書統計表の様式については、契約後、農林水産省から提供する様式を基に作成すること。

なお、調査票データの集計、統計表の作成・審査方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述すること。

(カ) 調査対象事業所への謝礼支給

民間事業者は、調査を実施した調査対象事業所に対し、1年間の調査終了後、謝礼として調査票を回収した月数に応じ最大年間23,700円の謝金を支払い、又は謝金相当の謝礼品の支給を行うこととし、その実額（謝金代又は謝礼品代）を農林水産省が負担する。

なお、年間の謝金支払額（支払件数）、謝礼品支給額（支払件数）及び受領辞退調査対象事業所数について事業報告書に記載する。

オ 情報セキュリティ管理

(7) 情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、その責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して適正な調査情報の管理を行うものとする。

(イ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は、契約終了時までには裁断、粉碎等により廃棄するものとする。

(ウ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、その後の対応方針について協議するものとする。

カ 納入物件及び納入期日

納入物件及びその納入期日については、次表の左欄に掲げる納入物件についてそれぞれ同表の右欄に定める期日とする。納入は電子媒体（調査票にあっては、紙媒体）によるものとし、このほか、農林水産省の執務用・保存用として、調査対象事業所に配布する調査関係用品（別紙5）の1から6までに掲げるものの印刷物一式を印刷終了時に5セット納入する。

生鮮野菜価格動向調査 調査対象事業所リスト（別紙6）	調査年前年の12月20日、調査対象事業所に変更があった場合はその都度
調査票（審査が終了したもの）及び電子化した調査票	1～3月分：4月10日 4～6月分：7月10日 7～9月分：10月10日 10～12月分：調査年の翌年の1月10日

第1報の統計表	1～3月分：4月22日 4～6月分：7月22日 7～9月分：10月22日 10～12月分：調査年の翌年の1月22日
報告書統計表	調査年の翌年の2月15日

(2) 業務受託に関する留意事項

- ア 民間事業者は、本業務を実施するため、調査関係書類を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。
- イ 民間事業者は、「農林水産省生鮮野菜価格動向調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。
また、民間事業者は、調査対象事業所からの調査票の返送先を自ら必ず確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先の住所及びFAX番号を農林水産省に報告する。
- ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するため、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置する。
担当者は業務履行時間内（平日9時から18時まで）においては、速やかに農林水産省と連絡・調整がとれる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。
- エ 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報記載された書類等を取扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できるように研修を事前に行う。
研修の内容及びスケジュールについては、事前に農林水産省の了解を得るものとする。
- オ 民間事業者が調査員による調査を実施する際には、必要な数の調査員を確保するとともに、必要な研修等を実施する。
また、調査員からの疑義照会に対応出来る体制を整えることとする。
農林水産省の登録調査員の利用を希望する場合には、農林水産省から登録調査員に対し民間事業者への情報提供の可否を確認するとともに同意が得られた登録調査員を紹介するが、民間事業者が雇用する調査従事者の調査活動時に起こった事故等などの補償に対しては、民間事業者の責任において対応する。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

- 本業務を実施するに当たり確保されるべき質として求められるものは、次に掲げるとおりである。
- ア 本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。
- イ 照会対応業務においては、民間事業者が作成する問合せ、苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。
- ウ 一連の業務（督促業務等）を通じ、各月の基準日（第1報統計表の提出期日）に

おける調査票の回収率が平成18年調査の実績値を基に定めた月別目標率（70%）、年間平均回収率が平成17年から平成19年調査までの実績値の3ヵ年平均である年間目標率（76%）を上回ること。

なお、月別目標率を下回った月があった場合、又は、年間目標率が下回った場合は、各年ごとの事業報告書において、実績回収率が目標回収率を下回った要因について分析し報告する。

エ 調査票、第1報の統計表及び報告書統計表については報告期日までに報告するとともに、農林水産省が示す審査事項一覧表の審査項目全てについて確実に審査を行うこと。

なお、調査票及び統計表の審査については、

- ① 農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合はこれに応じること。
- ② 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象事業所に対して疑義照会を行い、修正が生じた場合は調査票の内容の修正を行うこと。

(4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、2の(1)の力の納入物件及び9の(1)に示す報告により四半期ごとに確認する。

(5) 契約金の支払について

ア 契約の形態は請負契約とし、契約金額のほか、調査関係用品の配布及び調査票の回収に要した郵送料並びに謝金又は謝金相当の謝礼品支給額の代金については別途農林水産省が負担する。

この場合において、民間事業者は、当該別途農林水産省が負担する金額の請求時に、支払った実額（以下「実額支払分」という。）を証明できる書類（領収書、振込証明書等）を添付するものとする。

イ 契約金及び実額支払分の支払については、落札者が決定した後、落札者と農林水産省が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払に当たり民間事業者は、2の(1)の力の納入物件、9の(1)に示す報告、業務の完了を確認できる書類等及び実額支払分を証明できる書類を農林水産省に提出する。

農林水産省は、提出された書類等に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

(6) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次に掲げる場合は、速やかに業務の改善策（農林水産省への提案を含む。）を作成の上提出し、農林水産省の承認を得た上で当該改善策を実施するものとする。この場合において民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農

林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- ① 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保及び向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合
- ② 農林水産省が、2の(1)の力の納入物件や9の(1)に示す報告又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

3 生鮮野菜価格動向調査の契約期間

契約期間は、平成25年11月1日から平成29年2月28日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（なお、未成年者又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (7) 入札説明会に参加し、入札事項等の説明を受けた者であること。
- (8) 実施要項の検討に当たり、外部有識者から意見を聞く場合、当該外部有識者又はその者が属する民間事業者でないこと。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール

- | | |
|--------------|------------|
| ア 入札公告 | 平成25年7月8日 |
| イ 入札説明会（第1回） | 平成25年7月29日 |

	(第2回)	平成25年8月28日
ウ	入札説明会終了後の質問期限	平成25年8月29日
エ	入札書類提出期限	平成25年9月3日
オ	入札書類の評価	平成25年9月12日
カ	開札	平成25年9月17日
キ	契約の締結	平成25年10月中旬頃
ク	業務の引継ぎ	契約締結後、速やかに

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類、提案書、「表1 評価項目一覧表」の提案書項目番号欄に該当する提案書の項番号を記載したもの、調査票レイアウト（案）、セキュリティマニュアル及び財務諸表を提出することとする。

なお、入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（実額支払分を除く。）の105分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。

ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

なお、農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する。

(7) 実施計画

(イ) 実施体制・設備・環境

(ウ) 組織の専門性

(エ) 本業務従事予定者の研修

(オ) セキュリティ対策

(カ) 調査関係用品の印刷・配布

(キ) 調査対象事業所の選定、調査への協力依頼・確認及び調査対象事業所への謝礼支給

(ク) 問合せ・苦情等対応

- (ケ) 調査票の回収・督促
- (コ) 調査票の審査・疑義照会対応
- (ク) 調査票データの電子化及び報告
- (シ) 調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、審査及び報告

エ セキュリティマニュアルの内容

セキュリティマニュアルには、次に掲げる事項を必ず記載することとする。

- (7) 前年・当年調査票、調査対象事業所リストについての管理体制
- (イ) オンライン調査システムを使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策及び電子メールで調査票の配布・回収、各納入物件の報告を行う際のセキュリティ対策

オ 財務諸表の内容

民間事業者が自ら及び会計士等が作成した貸借対照表、損益計算書等の財務諸表について決算が確定した直近1年分を提出することとする。

なお、個人の場合は、所得税青色申告決算書その他の確定申告書等とする。

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「表1 評価項目一覧表」のとおりとする。

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が本業務の目的・趣旨に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点として評価する）について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が「表1 評価項目一覧表」上の「必須（基礎点）」を満たしていることを確認する。全て満たしている場合は合格として基礎点（52点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表1 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表2 審査基準」により0点から3点までを付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。（満点147点）

表 1 評価項目一覧表

提案書の目次		評価項目	評価の観点	得点配分			提案書 項目 番号
大項目	中項目			必須 (基礎点)	加 点	加 重	
1 実施計画							
1.1	実施計画	・実施計画(スケジュール)は、農林水産省の示す要件が満たされているか ☆・業務手順について、効率的に業務を実施する工夫が示されているか	基本的な調査実施計画 調査の効率化	4 -	- 12	- 4	
2 実施体制							
2.1	実施体制・設備・環境	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか なお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか	基本的な組織体制	4	-	-	
		・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか	基本的な設備環境	4	-	-	
		・本業務を実施する場所及び設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な体制が用意されているか	財務的な安定性	4	-	-	
		・本業務を実施する上で適切な財務基盤・処理能力を有しているか。 ・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	3	1	
		・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか		-	3	1	
2.2	組織の専門性	・業務遂行に当たり、生鮮野菜の販売・価格の知識(国産標準品、国産有機栽培品、国産特別栽培品、輸入品についての小売段階における標準的価格、卸売段階における調査月の価格動向等の知識)についての基本的な知見を有しているか	専門性	-	12	4	
		・電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験者を有する者を配置することになっているか	処理能力	-	3	1	
		・類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査に関する専門知識、ノウハウ等があるか	実務実績	-	12	4	
		・ISO9001の認証を受けているか(注)	資格	-	3	-	
2.3	本業務従事予定者の研修	・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか(生鮮野菜価格動向調査について、秘密の保護についてなど)	研修のプログラム	4	-	-	
		☆・研修の計画に工夫が示されているか(方法、研修時間など)	研修計画	-	3	1	
		☆・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫が示されているか		-	6	2	
2.4	セキュリティ対策	・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか	基本的なセキュリティ	4	-	-	
		・プライバシーマークの認証を受けているか(注)		-	3	-	
		・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか(注)	万全なセキュリティ	-	3	-	
		・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか		-	3	1	
3 個別業務の実施方法							
3.1	調査関係用品の作成、印刷・配布	☆・生鮮野菜価格動向調査の調査事項等について理解し、分かりやすい調査票レイアウト(案)が示されているか	基本的な手法	-	3	1	
		・印刷・配布の手順が具体的に示されているか	基本的な手法	2	-	-	
		☆・調査関係用品の誤配を防ぐ工夫が示されているか	効率化	-	3	1	
3.2	調査対象事業所の選定、調査への協力依頼及び調査対象事業所への謝礼支給	・調査対象事業所の選定、調査への協力依頼、謝礼の支給についての手順が具体的に示されているか	基本的な手法	2	-	-	
		☆・調査対象事業所との良好な関係を維持するための工夫が示されているか		-	9	3	
		☆・必要な要件(POSシステムの導入、並列販売等)を満たす調査対象事業所を効果的に選定するための工夫が示されているか	調査店舗の選定、調査への協力依頼、謝礼業務の質	-	6	2	
		☆・調査対象事業所に調査内容をわかりやすく説明し、協力を得るための工夫が示されているか		-	3	1	
		☆・オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか	効率化	-	3	1	
3.3	問合せ・苦情等対応	・調査対象事業所からの問合せ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか	基本的な手法	4	-	-	
		☆・調査対象事業所からの問合せ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか	問い合わせ・苦情等対応業務の質	-	3	1	
3.4	調査票の回収・督促	・調査票の回収・督促についての手順が具体的に示されているか	基本的な手法	4	-	-	
		☆・調査票を確実に回収(年間目標率76%、月別目標率70%)するための工夫が示されているか	調査票の回収・督促業務の質	-	12	4	
3.5	調査票の審査・疑義照会対応	・調査票の審査についての手順が具体的に示されているか	基本的な手法	4	-	-	
		☆・審査・疑義照会を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているか	調査票の審査業務の質	-	12	4	
		☆・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		-	3	1	
3.6	調査票データの電子化及び報告	・調査票データの電子化及び報告についての手順が具体的に示されているか	基本的な手法	4	-	-	
		☆・調査票データの電子化を正確・迅速に行うための工夫が示されているか	効率化	-	3	1	
		☆・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		-	3	1	
3.7	調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、審査及び報告	・調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成及び報告についての手順が具体的に示されているか	基本的な手法	4	-	-	
		☆・調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表を正確・迅速に作成・審査・集計するための工夫が示されているか	効率化	-	12	4	
		☆・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		-	3	1	
4 その他							
4.1	農林水産省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項	☆・その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか	その他	-	3	1	

52 147

☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目 102
 実施体制、実績を評価する項目 97
 技術点合計 199

- 102
 52 45
 52 147

必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、
 加点項目ごと3点満点で0~3点の4段階により評価

注)この項目は、認証を受けていない...0点 認証を受けている...項目に該当する点数 で評価を行う

表2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高いものを落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 「表1 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

イ 得点配分

得点配分は、「表3 得点配分」のとおりとする。

技術点に関しては、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を102点、実施体制、実績を評価する項目の配分を97点とする。

表3 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	52点
技術点（加点項目：加点）	147点
価格点	100点

ウ 技術点の算出

基礎点は、必須とされた項目（最低限の要求要件）について全て満たす場合は52点とし、1つでも満たしていない場合は0点とし失格とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

エ 総合評価点の計算

次によるものとし、総合評価点は、数値の最も高い者が明らかになるまで算出する。

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合し

た履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2) エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

7 生鮮野菜価格動向調査における従来の実施状況に関する状況の開示

生鮮野菜価格動向調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」(別紙11)のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

民間事業者がオンライン調査による調査票の受理等に使用するための政府統計共同利用システムへのアクセス権を付与する。

9 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告

2の(3)で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次表の左欄に掲げる事項について同表の中欄に掲げる期日までに農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

報告事項	報告期日	備考
問合せ・苦情等 対応状況	1～3月分：4月22日 4～6月分：7月22日 7～9月分：10月22日 10～12月分：調査年の翌年の1月22日	別紙8の様式によること。

調査票回収状況	1～3月分：4月10日 4～6月分：7月10日 7～9月分：10月10日 10～12月分：調査年の翌年の1月10日	別紙9の様式によること。
疑義照会状況	1～3月分：4月10日 4～6月分：7月10日 7～9月分：10月10日 10～12月分：調査年の翌年の1月10日	別紙10の様式によること。
勤務体制表	四半期に1回 4月22日、7月22日、10月22日、調査年の翌年の1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期毎の業務担当者の配置実績及び勤務体制を記載すること。 ・ 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を記載すること。 ・ 勤務体制の、各工程ごとの作業責任者の氏名、所属、連絡先を記載すること。 ・ 督促・審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を記載すること。
事業報告書	平成26年調査：平成27年2月28日 平成27年調査：平成28年2月29日 平成28年調査：平成29年2月28日	年間の謝金支払金額（支払件数）、謝礼品支給額（支給件数）及び受領辞退調査対象事業所数について記載すること。

(2) 調査

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するため、(1)の報告やア及びイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話等（適宜）

農林水産省から民間事業者へ電話等により、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認（適宜）

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査対象事業所に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)の調査結果等により必要があると認められるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

このほか、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことを可能とする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。民間事業者（法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本業務に従事している者及び従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、調査対象事業所に対する謝礼を除き、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

ウ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者又はその職員その他の本業務に従事している者及び従事していた者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室」や「生鮮野菜価格動向調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自ら行う業務が生鮮野菜価格動向調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはな

らない。

エ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査対象事業所と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

オ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

カ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

キ 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

ク 再委託

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を的確に履行するため、再委託先の事業者に対し上記「(4) 秘密の保持」及び本項「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

ケ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務のさらなる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

コ 契約の解除

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

- (7) 法第22条第1項に該当するとき。
- (イ) 暴力団又は暴力団員を役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）としていることが明らかになったとき。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

サ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

10 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2(1)カ 納入物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

11 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

- (1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務

の実施状況について、平成27年12月31日時点における状況を調査するものとする。

なお、平成27年調査については、官民競争入札等監理委員会への報告を踏まえ、報告時期については農林水産省と協議を行う。

(2) 調査の実施方法

農林水産省は、9の(1)の報告等を基に、(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

農林水産省は、次に掲げる項目について調査するものとする。

ア 9の(1)の報告に掲げる項目

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの照会対応等の件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費（調査対象事業所への謝礼支給等が完了した時点）

(4) 意見聴取等

農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査対象事業所から意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

農林水産省は、本業務の実施状況等については、評価を行うため、報告様式に従い平成28年3月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

また、必要に応じて農林水産省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。

12 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受けることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守する。

特に、統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措

置を講ずる。

- (3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- (4) 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
- ア 法第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- イ 正当な理由なく、法第27条第1項の規定による指示に違反した者
- (5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(4)の違法行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(4)の刑が科されることとなる。
- (6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告
- 農林水産省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。
- また、法第45条に基づき官民競争入札等監理委員会から求められた場合は、事業の実施状況等について官民競争入札等監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。
- (7) 農林水産省の監督体制
- ア 本契約に関する監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- イ 本業務の実施状況に係る監督は、9の(2)により行うこととする。
- (8) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会
- 農林水産省は、業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者3名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

別紙 一 覧 表

- 別紙 1 都市別調査対象事業所数一覧表
- 別紙 2 販売区分別調査対象品目一覧表
- 別紙 3 - 1 生鮮食料品価格・販売動向調査の流れ図（平成21～25年の実施方法）
- 別紙 3 - 2 生鮮野菜価格動向調査の流れ図（平成26～28年の実施方法）
- 別紙 4 生鮮野菜価格動向調査 審査事項一覧表（案）（平成25年4月現在）
- 別紙 5 調査対象事業所に配布する調査関係用品
- 別紙 6 生鮮野菜価格動向調査 調査対象事業所リスト
- 別紙 7 生鮮野菜価格動向調査オンライン調査における回答者情報等登録作業及び調査対象事業所からの回答データ取得作業手順
- 別紙 8 生鮮野菜価格動向調査 問合せ・苦情等対応状況
- 別紙 9 生鮮野菜価格動向調査 調査票回収・督促状況
- 別紙10 生鮮野菜価格動向調査 疑義照会状況
- 別紙11 従来の実施状況に関する情報の開示

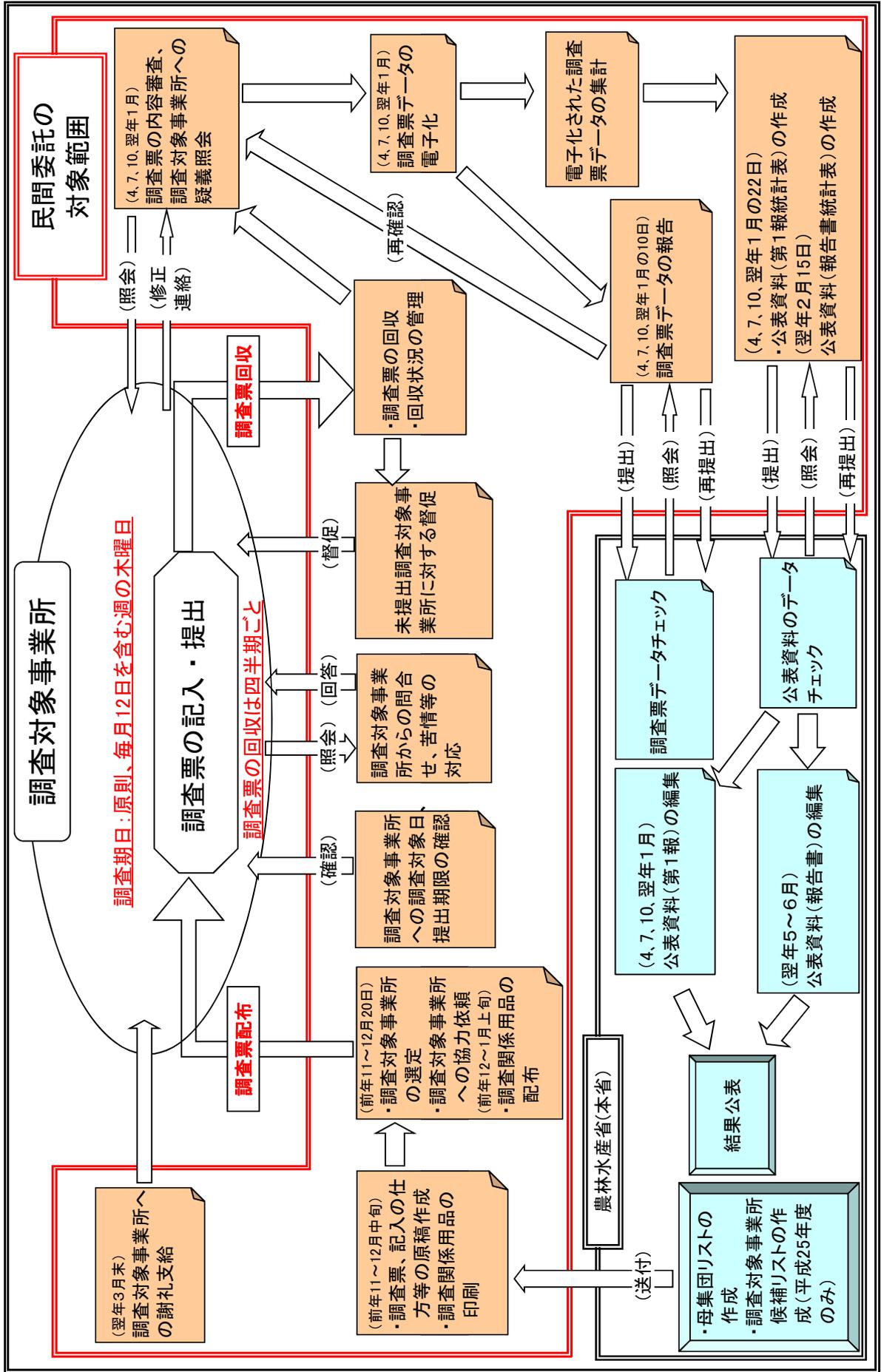
都市別調査対象事業所数一覧表

都 市	調査対象事業所数	(調査対象事業所候補数)
札幌市	6	9
仙台市	3	6
さいたま市	4	8
千葉市	3	6
東京都特別区	28	42
横浜市	12	18
川崎市	5	8
相模原市	2	4
新潟市	3	6
静岡市	2	4
浜松市	3	6
名古屋	7	11
京都市	5	8
大阪市	9	14
堺市	3	6
神戸市	5	8
岡山市	2	4
広島市	4	8
福岡市	5	8
北九州市	3	6
熊本市	2	4
全国計	116	194

販売区分別調査対象品目一覧表

番号	品目	販売区分				備考
		国産有機栽培品	国産特別栽培品	輸入品	国産標準品	
1	だいこん	○	○	—	○	ラディッシュを除く。
2	にんじん	○	○	○	○	金時にんじん、ミニキャロットを除く。
3	ごぼう	○	○	○	○	
4	はくさい	—	○	—	○	結球はくさい
5	みずな	○	○	—	○	
6	こまつな	○	○	—	○	
7	キャベツ	○	○	—	○	芽キャベツを除く。
8	ほうれんそう	○	○	—	○	
9	ねぎ	○	○	○	○	白ねぎ
10	ブロッコリー	—	—	○	○	
11	レタス	—	○	—	○	結球レタス
12	きゅうり	○	○	—	○	
13	かぼちゃ	—	○	○	○	ズッキーニを除く。
14	なす	○	○	—	○	長なすを含む。
15	トマト	○	○	—	○	ミニトマトを除く。
16	ミニトマト	○	○	○	○	トマトを除く。プチトマトを含む。
17	ピーマン	○	○	—	○	緑のもの
18	ばれいしょ	○	○	—	○	
19	さといも	—	○	○	○	八頭を除く。
20	たまねぎ	○	○	○	○	葉たまねぎを除く。
21	にんにく	—	○	○	○	茎、葉を除く。
22	しょうが	—	○	○	○	根しょうが
23	生しいたけ	—	—	○	○	

生鲜野菜価格動向調査の流れ図 (平成26~28年の実施方法)



生鮮野菜価格動向調査 審査事項一覧表（案）

（平成25年4月現在）

農林水産省

(調査票審査編) 調査対象月ごとの記入漏れ及び記入欄の確認

審査項目	審査内容	審査、疑義照会の際の留意点	対処方法	
① 記入漏れ及び記入欄の確認	○「調査年」、「調査月」に誤りがないか。調査票に「都道府県コード」、「事業所コード」等のコード欄を設ける場合、記入漏れ又は誤りがないか。	○回収対象月以外の調査票が報告された場合、調査対象事業所に調査月を確認する。	調査対象事業所に確認の上、データの修正を行う。 また、調査対象事業所へ行った照会の内容について、「生鮮野菜価格動向調査 疑義照会状況」(実施要項別紙12)に取りまとめの報告と併せて農林水産省へ提出する。	
	○国産有機栽培品、国産標準品、輸入品のいずれかに記入がある場合、国産標準品にも記入があるか。	○国産標準品の記入がない場合、調査対象事業所に記入漏れ、記入欄を確認する。また、国産標準品のみの記入がある場合、記入欄を確認する。		
	○調査項目ではない販売区分(別添1参照)にデータが記載されていないか(例：だいこんの輸入品)。	○調査項目ではない販売区分にデータが記載されていた場合、調査対象事業所に記入漏れ及び記入欄を確認する。		

(調査票審査編) 調査対象月ごとの価格の妥当性の確認

審査項目	審査内容	審査、疑義照会の際の留意点	対処方法
② 並列販売品目における、販売区分別にみた価格比	<p>○国産有機栽培品又は国産特別栽培品の国産標準品に対する価格比が100%以上であるか。 なお、算出方法は以下のとおり。 $\text{価格比} = (\text{国産有機栽培品 (又は国産特別栽培品) 価格} \div \text{国産標準品価格}) \times 100$</p> <p>○輸入品の国産標準品に対する価格比が100%以下であるか。 なお、算出方法は以下のとおり。 $\text{価格比} = (\text{輸入品価格} \div \text{国産標準品価格}) \times 100$</p>	<p>○国産標準品に対する価格比が100%以下であった場合、調査対象事業所にPOSデータ等の確認を行い、確認の結果、誤りがあれば正しいデータに修正する。</p> <p>データに誤りがなければ、次に、特売でなかったか確認し、「国産有機栽培品 (又は国産特別栽培品) は特売のため価格が下がった。」との回答を得た場合、特売は調査から除く旨を説明し、調査対象週の平常の値段で販売した時のデータに修正する。</p> <p>なお、過去1年間に当該調査対象事業所に対して同様の照会をした結果、「有機栽培品は、年間を通じて契約取引のため単価は変わらない。」、「特別栽培品は、年間を通じて直接産地と契約しており標準品に比べて中間マージンが少なく標準品より安い。」等修正の必要がない旨の回答が得られている場合は、調査対象事業所への照会を省略可とする(調査対象事業所の負担軽減のため)。</p>	<p>調査対象事業所に確認の上、データの修正を行う。データ修正の必要がない場合は、その理由について聞き取りを行う。</p> <p>なお、過去1年間に当該調査対象事業所に対して同様の照会があり、修正の必要がない旨の回答が得られている場合は、調査対象事業所への照会を省略可とする(調査対象事業所の負担軽減のため)。</p>
		<p>また、調査対象事業所へ行った照会の内容について、「生鮮野菜価格動向調査 疑義照会状況」(実施要項別紙12)に取りまとめの上、調査票データとの報告と併せて農林水産省へ提出する。</p> <p>以下、同様。</p>	<p>また、調査対象事業所へ行った照会の内容について、「生鮮野菜価格動向調査 疑義照会状況」(実施要項別紙12)に取りまとめの上、調査票データとの報告と併せて農林水産省へ提出する。</p> <p>以下、同様。</p>

(調査票審査編) 調査対象月ごとの価格の妥当性の確認

審査項目	審査内容	審査、疑義照会の際の留意点	対処方法																																																																																											
<p>③ 過年次調査結果(直近7か年)の平均値との比較</p>	<p>○統計表1の品目別販売区分別価格と過年次の調査結果の品目別販売区分別価格の平均値(平成17年調査から平成23年調査の7年間の品目別販売区分別価格の年次調査結果の平均)の比率が50～200%の範囲内にあるか。 なお、算出方法は以下のとおり。 比率＝(品目別販売価格÷過年次調査結果の品目別販売区分別価格の平均値)×100</p> <p style="text-align: center;">単位：円/kg</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">平成17～23年平均</th> </tr> <tr> <th>国産有機栽培品</th> <th>国産特別栽培品</th> <th>輸入品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>だいごん</td><td>247</td><td>232</td><td>-</td></tr> <tr><td>ごぼろ</td><td>520</td><td>446</td><td>231</td></tr> <tr><td>はくさい</td><td>1,076</td><td>1,004</td><td>312</td></tr> <tr><td>キヤベツ</td><td>-</td><td>256</td><td>-</td></tr> <tr><td>ほうれんそう</td><td>261</td><td>207</td><td>-</td></tr> <tr><td>ねぎ</td><td>1,189</td><td>949</td><td>-</td></tr> <tr><td>プロッコリー</td><td>1,138</td><td>854</td><td>325</td></tr> <tr><td>レタス</td><td>-</td><td>-</td><td>447</td></tr> <tr><td>きゅうり</td><td>-</td><td>488</td><td>-</td></tr> <tr><td>かぼちや</td><td>697</td><td>739</td><td>-</td></tr> <tr><td>なす</td><td>-</td><td>434</td><td>302</td></tr> <tr><td>トマト</td><td>770</td><td>797</td><td>-</td></tr> <tr><td>ミニトマト</td><td>1,509</td><td>1,351</td><td>747</td></tr> <tr><td>ピーマン</td><td>1,525</td><td>1,328</td><td>-</td></tr> <tr><td>ばれいしよ</td><td>1,332</td><td>999</td><td>-</td></tr> <tr><td>さといも</td><td>451</td><td>350</td><td>-</td></tr> <tr><td>たまねぎ</td><td>-</td><td>616</td><td>274</td></tr> <tr><td>にんにく</td><td>415</td><td>309</td><td>182</td></tr> <tr><td>しょうが</td><td>-</td><td>2,935</td><td>607</td></tr> <tr><td>生しいたけ</td><td>-</td><td>1,450</td><td>650</td></tr> <tr><td></td><td>-</td><td>-</td><td>820</td></tr> </tbody> </table>		平成17～23年平均			国産有機栽培品	国産特別栽培品	輸入品	だいごん	247	232	-	ごぼろ	520	446	231	はくさい	1,076	1,004	312	キヤベツ	-	256	-	ほうれんそう	261	207	-	ねぎ	1,189	949	-	プロッコリー	1,138	854	325	レタス	-	-	447	きゅうり	-	488	-	かぼちや	697	739	-	なす	-	434	302	トマト	770	797	-	ミニトマト	1,509	1,351	747	ピーマン	1,525	1,328	-	ばれいしよ	1,332	999	-	さといも	451	350	-	たまねぎ	-	616	274	にんにく	415	309	182	しょうが	-	2,935	607	生しいたけ	-	1,450	650		-	-	820	<p>○過年次の調査結果の品目別販売区分別価格の平均値と比べた比率が50～200%の範囲内でない場合、調査対象事業所にPOSデータ等の確認を行い、確認の結果、誤りがあれば正しいデータに修正する。</p> <p>データに誤りがなければ、次に、特売でなかったか確認し、「特売のため前月の価格を下回った。」との回答を得た場合、特売は調査から除く旨を説明し、調査対象週の平常の値段で販売した時のデータに修正する。</p> <p>なお、左表は直近7か年の調査結果の品目別販売区分別価格の平均値である。</p>	
	平成17～23年平均																																																																																													
	国産有機栽培品	国産特別栽培品	輸入品																																																																																											
だいごん	247	232	-																																																																																											
ごぼろ	520	446	231																																																																																											
はくさい	1,076	1,004	312																																																																																											
キヤベツ	-	256	-																																																																																											
ほうれんそう	261	207	-																																																																																											
ねぎ	1,189	949	-																																																																																											
プロッコリー	1,138	854	325																																																																																											
レタス	-	-	447																																																																																											
きゅうり	-	488	-																																																																																											
かぼちや	697	739	-																																																																																											
なす	-	434	302																																																																																											
トマト	770	797	-																																																																																											
ミニトマト	1,509	1,351	747																																																																																											
ピーマン	1,525	1,328	-																																																																																											
ばれいしよ	1,332	999	-																																																																																											
さといも	451	350	-																																																																																											
たまねぎ	-	616	274																																																																																											
にんにく	415	309	182																																																																																											
しょうが	-	2,935	607																																																																																											
生しいたけ	-	1,450	650																																																																																											
	-	-	820																																																																																											

(調査票審査編) 調査対象月と前月調査結果との比較による妥当性の確認

審査項目	審査内容	審査、疑義照会の際の留意点	対処方法
④ 月別の価格騰落率	○品目別販売価格の前月と比べた価格騰落率が-70～100%の範囲内にあるか。 なお、算出方法は以下のとおり。 価格騰落率 = (当月販売価格 ÷ 前月販売価格) × 100) - 100	○前月と比べた価格騰落率が-70～100%の範囲内でない場合、調査対象事業所にPOSデータ等の確認を行い、確認の結果、誤りがあれば正しいデータに修正する。 データに誤りがなければ、次に、特売でなかったか確認し、「当月は特売のため前月の価格を下回った。」との回答を得た場合、特売は調査から除く旨を説明し、調査対象週の平常の値段で販売した時のデータに修正する。	

(調査票審査編) 調査対象事業所間の比較による妥当性の確認

審査項目	審査内容	審査、疑義照会の際の留意点	対処方法
⑤ 月別の販売区分別価格比の動向	○同一品目の品目別販売区分別価格比を調査対象事業所間で比較した場合に、大きく乖離した数値にならないか。 なお、価格比の算出方法は以下のとおり。 ・ 国産有機栽培品の価格比 国産有機栽培品価格 ÷ 国産標準品価格 × 100 ・ 国産特別栽培品の価格比 国産特別栽培品価格 ÷ 国産標準品価格 × 100 ・ 輸入品の価格比 輸入品価格 ÷ 国産標準品価格 × 100	○大きく乖離している場合、当該調査対象事業所にPOSデータ等の確認を行い、確認の結果、誤りがあれば正しいデータに修正する。 データに誤りがなければ、次に、特売でなかったか確認し、「国産標準品が特売のため、国産有機栽培品(又は国産特別栽培品)の価格比が高くなつた。」、「国産標準品が特売のため、輸入品の価格比が低くなった。」との回答を得た場合、特売は調査から除く旨を説明し、調査対象週の平常の値段で販売した時のデータに修正する。	

(第1報統計表作成編) 記入ミス、集計ミスのチェック、店舗数の比較、対前年騰落率の確認

審査項目	審査内容	審査、疑義照会の際の留意点	対処方法
<p>① 記入ミス、集計ミスのチェック</p>	<p>○表側の年次、月次等の表記に誤りがないか。</p> <p>○販売数量の欄、販売金額の欄の一方に記入がある場合にもう一方にも記入があるか。</p> <p>○調査項目ではない販売区分(別添1参照)にデータが入っていないか(例:だいきんの輸入品)。</p>	<p>○ローレルアウトルアウトルした年次、月次等が調査年、調査月と一致するか確認すること。</p> <p>○調査票審査編の「① 記入漏れ及び記入欄の確認」の「審査、疑義照会の際の留意点」に基づき、調査票データを再度確認の上、再集計する。</p> <p>○調査票審査編の「① 記入漏れ及び記入欄の確認」の「審査、疑義照会の際の留意点」に基づき、調査票データを再度確認の上、再集計する。</p>	<p>記入漏れや誤りがあつた場合は、集計データを再度確認の上、データを修正する。</p>
<p>② 店舗数の比較</p>	<p>○統計表2の並列販売店舗数について、国産有機栽培品、国産特別栽培品、輸入品別に、統計表1の国産有機栽培品、国産特別栽培品、輸入品の販売店舗数を上回っていないか。(別添2、3参照)</p>		<p>誤りが生じた要因を明らかにした上、再集計を行い、正しいデータに修正する。</p>
<p>③ 対前年同月騰落(増減)率</p>	<p>○対前年同月騰落(増減)率について、統計表2の比率については整数比較により算出されているか。また、それ以外については原数比較により算出されているか。(別添2、3参照)</p>		

(報告書統計表作成編) 記入ミスのチェック、店舗数の比較、データ集計の確認

審査項目	審査内容	対処方法
① 記入ミスのチェック	<ul style="list-style-type: none"> ○表側の年次、月次等の表記に誤りがないか。 ○販売数量の欄、販売金額の欄の一方に記入がある場合にもう一方にも記入があるか。 ○調査項目ではない販売区分(別添1参照)にデータが入っていないか(例: だいのんの輸入品)。 ○概数値公表以降にデータの修正を行った場合は、そのデータが確実に反映されているか。 	<p>記入漏れや誤りがあった場合は、集計データを再度確認の上、データを修正する。</p>
② 店舗数の比較	<p>○統計表2の並列販売店舗数について、国産有機栽培品、国産特別栽培品、輸入品別に、統計表1の国産有機栽培品、国産特別栽培品、輸入品の販売店舗数を上回っていないか。(別添2、3参照)</p>	<p>誤りが生じた要因を明らかにした上、再集計を行い、正しいデータに修正する。</p>
③ データ集計	<ul style="list-style-type: none"> ○年間の平均価格の算出に使用する調査票データに誤りがないか。 ○統計表1及び2について、各調査項目における月別データ(1～12月)の店舗数の合計が、年間の店舗数と一致しているか。(別添4、5参照) 	

販売区分別調査対象品目一覧表

番号	品目	販売区分				備考
		国産有機栽培品	国産特別栽培品	輸入品	国産標準品	
1	だいこん	○	○	—	○	ラディッシュを除く。
2	にんじん	○	○	○	○	金時にんじん、ミニキャロットを除く。
3	ごぼう	○	○	○	○	
4	はくさい	—	○	—	○	結球はくさい
5	みずな	○	○	—	○	
6	こまつな	○	○	—	○	
7	キャベツ	○	○	—	○	芽キャベツを除く。
8	ほうれんそう	○	○	—	○	
9	ねぎ	○	○	○	○	白ねぎ
10	ブロッコリー	—	—	○	○	
11	レタス	—	○	—	○	結球レタス
12	きゅうり	○	○	—	○	
13	かぼちゃ	—	○	○	○	ズッキーニを除く。
14	なす	○	○	—	○	長なすを含む。
15	トマト	○	○	—	○	ミニトマトを除く。
16	ミニトマト	○	○	○	○	トマトを除く。プチトマトを含む。
17	ピーマン	○	○	—	○	緑のもの
18	ばれいしょ	○	○	—	○	
19	さといも	—	○	○	○	八頭を除く。
20	たまねぎ	○	○	○	○	葉たまねぎを除く。
21	にんにく	—	○	○	○	茎、葉を除く。
22	しょうが	—	○	○	○	根しょうが
23	生しいたけ	—	—	○	○	

1 全国主要都市における生鮮野菜の販売区分別品目別価格及び店舗数

年次・月別	だいこん				にんじん				ごぼう						
	有機栽培品		特別栽培品		有機栽培品		特別栽培品		輸入品		有機栽培品		特別栽培品		
	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	
	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	
平. 26	(1)	291	63	204	47	498	209	423	133	209	5	1,047	71	814	57
27	(2)	267	68	195	33	463	182	456	131	229	13	978	84	905	36
平. 27.	1 (3)	259	6	152	5	447	20	409	9	...	1	823	10	1,001	3
	2 (4)	254	7	172	4	450	19	409	12	...	1	885	9	862	6
	3 (5)	253	5	183	4	454	20	409	12	231	2	801	4	886	4
	4 (6)	307	5	230	5	489	12	528	9	...	1	946	7	821	3
	5 (7)	286	4	185	5	508	12	584	12	...	1	1,044	10	...	1
	6 (8)	275	6	288	2	532	14	497	14	...	1	1,059	7	697	5
	7 (9)	253	6	-	-	447	15	451	12	...	1	1,001	4	852	2
	8 (10)	342	5	...	1	418	14	441	8	-	-	892	4	878	2
	9 (11)	225	4	-	-	436	17	421	12	-	-	851	9	845	2
	10 (12)	236	5	...	1	431	12	419	15	110	2	1,085	7	1,016	3
	11 (13)	260	8	207	2	492	14	474	8	176	2	1,218	6	1,108	2
	12 (14)	267	7	185	4	481	13	430	8	...	1	1,160	7	1,036	3
平. 28.	1 (15)	244	4	225	5	482	15	456	10	...	1	1,160	5	823	2
	2 (16)	298	4	270	3	439	12	475	10	99	2	1,246	4	863	4
	3 (17)	358	3	269	2	484	15	400	11	155	2	1,308	3	...	1
対前年同月騰落(増減)率(%)															
平. 28.	1 (18)	△ 6	...	48	...	8	...	11	...	nc	...	41	...	△ 18	...
	2 (19)	17	...	57	...	△ 2	...	16	...	nc	...	41
	3 (20)	41	...	47	...	7	...	△ 2	...	△ 33	...	63	...	nc	...

統計表1の対前年同月騰落(増減)率は、本年値(原数)を前年同月値(原数)で除して算出する。

年次・月別	き				ほうれんそう				ねぎ						
	有機栽培品		特別栽培品		有機栽培品		特別栽培品		有機栽培品		特別栽培品		輸入品		
	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	
	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	
平. 26	(1)	254	11	226	39	1,294	82	1,027	40	966	11	846	33	355	21
27	(2)	198	7	200	18	1,185	137	975	25	1,163	18	878	32	298	34
平. 27.	1 (3)	-	-	219	2	1,115	12	990	4	1,290	2	998	3	287	3
	2 (4)	-	-	247	2	1,128	11	1,046	3	1,080	2	1,104	2	309	3
	3 (5)	...	1	...	1	935	11	1,111	6	1,245	3	944	4	342	3
	4 (6)	-	-	...	1	1,201	11	919	3	1,490	2	851	4	369	2
	5 (7)	...	1	...	1	1,464	11	...	1	1,407	2	978	2	311	2
	6 (8)	227	2	...	1	1,147	16	855	2	-	-	996	2	321	2
	7 (9)	...	1	...	1	1,108	9	-	-	-	-	1,130	3	338	2
	8 (10)	-	-	198	2	1,255	6	1,273	2	-	-	566	2	287	2
	9 (11)	...	1	...	1	1,092	12	-	-	544	2	606	2	379	3
	10 (12)	...	1	...	1	1,363	12	...	1	-	-	...	1	273	5
	11 (13)	-	-	...	1	1,261	13	...	1	...	1	682	3	218	3
	12 (14)	-	-	169	4	1,168	13	726	2	920	4	698	4	227	4
平. 28.	1 (15)	-	-	...	2	...	13	1,287	3	1,145	2	846	3	310	5
	2 (16)	-	-	...	2	...	10	1,276	2	1,145	2	815	3	285	4
	3 (17)	-	-	...	2	...	12	1,087	5	...	1	800	3	283	5
対前年同月騰落(増減)率(%)															
平. 28.	1 (18)	nc	...	nc	...	13	...	30	...	△ 11	...	△ 15	...	8	...
	2 (19)	nc	...	△ 10	...	15	...	22	...	6	...	△ 26	...	△ 8	...
	3 (20)	nc	...	nc	...	34	...	△ 2	...	nc	...	△ 15	...	△ 17	...

統計表2の並列販売店舗数より多くなっているか(同数は可)確認する。

2 全国の主要都市の並列販売店舗における生鮮野菜の品目別価格及び価格比

(1) 国産標準品と国産有機栽培品

年次・月別	だいこん				にんじん				ごぼう				
	価格			(参考) 集計対象 店舗数	価格			(参考) 集計対象 店舗数	価格			(参考) 集計対象 店舗数	
	国産標準品	国産有機栽培品	比率		国産標準品	国産有機栽培品	比率		国産標準品	国産有機栽培品	比率		
円/kg	円/kg	%	店	円/kg	円/kg	%	店	円/kg	円/kg	%	店		
平. 26	(1)	209	291	139	63	312	487	156	199	702	1,051	150	69
27	(2)	169	267	159	68	316	461	146	170	618	978	158	84
平. 27.	1 (3)	157	259	165	6	354	445	126	18	588	823	140	10
	2 (4)	180	254	141	7	323	449	139	17	553	885	160	9
	3 (5)	162	253	156	5	327	459	140	18	613	801	131	4
	4 (6)	195	307	157	5	337	489	145	12	512	946	185	7
	5 (7)	160	286	179	4	364	508	140	12	679	1,044	154	10
	6 (8)	174	275	159	6	303	531	175	13	713	1,059	149	7
	7 (9)	186	253	136	6	306	439	144	14	739	1,001	135	4
	8 (10)	155	342	221	5	285	418	147	13	734	892	122	4
	9 (11)	180	225	125	4	262	428	163	16	585	851	145	9
	10 (12)	171	236	138	5	321	431	134	12	538	1,085	202	7
	11 (13)	163	260	159	8	296	488	165	13	616	1,218	198	6
	12 (14)	146	267	183	7	306	475	155	12	654	1,160	177	7
平. 28.	1 (15)	195	244	125	4	297	482	162	15	645	1,160	180	5
	2 (16)	161	298	106	4	300	431	144	11	750	1,246	166	4
	3 (17)	184	358	194	3	314	460	146	14	800	1,308	164	3
対前年同月騰落(増減)率(%)													
平. 28.	1 (18)	24	△ 6	△ 40	...	△ 16	8	36	...	10
	2 (19)	△ 11	17	45	...	△ 7	△ 4	5	...	36
	3 (20)	14	41	38	...	△ 4	...	6	...	30

統計表1の有機栽培品販売店舗数より少なくなっているか(同数は可)確認する。

統計表2の対前年同月騰落(増減)率のうち、比率以外の項目は、本年値(原数)を前年同月値(原数)で除して算出す

統計表2の比率は、本年値(原数)から前年同月値(原数)を引いて算出する。

年次・月別	ねぎ				ねぎ				ねぎ				
	価格			(参考) 集計対象 店舗数	価格			(参考) 集計対象 店舗数	価格			(参考) 集計対象 店舗数	
	国産標準品	国産有機栽培品	比率		国産標準品	国産有機栽培品	比率		国産標準品	国産有機栽培品	比率		
円/kg	円/kg	%	店	円/kg	円/kg	%	店	円/kg	円/kg	%	店		
平. 26	(1)	198	254	128	11	862	1,294	150	82	737	966	131	11
27	(2)	158	198	126	7	771	1,189	154	135	659	1,163	176	18
平. 27.	1 (3)	-	-	nc	-	811	1,115	138	12	894	1,290	144	2
	2 (4)	-	-	nc	-	732	1,128	154	11	732	1,080	148	2
	3 (5)	nc	1	758	935	123	11	695	1,245	179	3
	4 (6)	-	-	nc	-	863	1,201	139	11	668	1,490	223	2
	5 (7)	nc	1	795	1,464	184	11	753	1,407	187	2
	6 (8)	173	227	131	2	755	1,147	152	16	-	-	nc	-
	7 (9)	nc	1	767	1,181	154	7	-	-	nc	-
	8 (10)	-	-	nc	-	745	1,255	169	6	-	-	nc	-
	9 (11)	nc	1	820	1,092	133	12	478	544	114	2
	10 (12)	nc	1	866	1,363	157	12	-	-	nc	-
	11 (13)	-	-	nc	-	693	1,261	182	13	nc	1
	12 (14)	-	-	nc	-	659	1,168	177	13	485	920	190	4
平. 28.	1 (15)	-	-	nc	-	906	1,259	139	13	687	1,145	167	2
	2 (16)	-	-	nc	-	960	1,302	136	10	674	1,145	170	2
	3 (17)	-	-	nc	-	755	1,252	166	12	nc	1
対前年同月騰落(増減)率(%)													
平. 28.	1 (18)	nc	nc	nc	...	12	13	1	...	△ 23	△ 11	23	...
	2 (19)	nc	nc	nc	...	31	15	△ 18	...	△ 8	6	22	...
	3 (20)	nc	nc	nc	...	34	43	nc	nc	nc	...

1 全国主要都市における生鮮野菜の販売区分別品目別価格及び店舗数

年次・月別	だいこん				にんじん				ごぼう							
	有機栽培品		特別栽培品		有機栽培品		特別栽培品		輸入品		有機栽培品		特別栽培品			
	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数		
円/kg		店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店		
平. 26	(1)	291	63	204	47	498	209	423	133	209	5	1,047	71	814	57	
27	(2)	267	68	195	33	463	182	456	131	229	13	978	84	905	36	
平. 27.	1	(3)	259	6	152	5	447	20	409	9	...	1	823	10	1,001	3
	2	(4)	254	7	172	4	450	19	409	12	...	1	885	9	862	6
	3	(5)	253	5	183	4	454	20	409	12	231	2	801	4	886	4
	4	(6)	307	5	230	5	489	12	528	9	...	1	946	7	821	3
	5	(7)	286	4	185	5	508	12	584	12	...	1	1,044	10	...	1
	6	(8)	275	6	288	2	532	14	497	14	...	1	1,059	7	697	5
	7	(9)	253	6	-	-	47	15	451	12	...	1	1,001	4	852	2
	8	(10)	342	5	...	1	8	-	-	892	4	878	2	
	9	(11)	225	4	-	-	12	-	-	851	9	845	2	
	10	(12)	236	5	...	1	15	110	2	1,085	7	1,016	3	
	11	(13)	260	8	207	2	492	14	474	8	176	2	1,218	6	1,108	2
	12	(14)	267	7	185	4	481	13	430	8	...	1	1,160	7	1,036	3

年間値の店舗数が、月別の店舗数の合計と等しいか確認する。

年次・月別	キャベツ				ほうれんそう				ねぎ							
	有機栽培品		特別栽培品		有機栽培品		特別栽培品		有機栽培品		特別栽培品		輸入品			
	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数	価格	店舗数		
円/kg		店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店	円/kg	店		
平. 26	(1)	254	11	226	39	1,294	82	1,027	40	966	11	846	33	355	21	
27	(2)	198	7	200	18	1,185	137	975	25	1,163	18	878	32	298	34	
平. 27.	1	(3)	-	-	219	2	1,115	12	990	4	1,290	2	998	3	287	3
	2	(4)	-	-	247	2	1,128	11	1,046	3	1,080	2	1,104	2	309	3
	3	(5)	...	1	...	1	935	11	1,111	6	1,245	3	944	4	342	3
	4	(6)	-	-	...	1	1,201	11	919	3	1,490	2	851	4	369	2
	5	(7)	...	1	...	1	1,464	11	...	1	1,407	2	978	2	311	2
	6	(8)	227	2	...	1	1,147	16	855	2	-	-	996	2	321	2
	7	(9)	...	1	...	1	1,108	9	-	-	-	-	1,130	3	338	2
	8	(10)	-	-	198	2	1,255	6	1,273	2	-	-	566	2	287	2
	9	(11)	...	1	...	1	1,092	12	-	-	544	2	606	2	379	3
	10	(12)	...	1	...	1	1,363	12	...	1	-	-	...	1	273	5
	11	(13)	-	-	...	1	1,261	13	...	1	...	1	682	3	218	3
	12	(14)	-	-	169	4	1,168	13	726	2	920	4	698	4	227	4

2 全国の主要都市の並列販売店舗における生鮮野菜の品目別価格及び価格比

(1) 国産標準品と国産有機栽培品

年次・月別	だいこん				にんじん				ごぼう			
	価格			(参考) 集計対象 店舗数	価格			(参考) 集計対象 店舗数	価格			(参考) 集計対象 店舗数
	国産 標準品	国産有機 栽培品	比率		国産 標準品	国産有機 栽培品	比率		国産 標準品	国産有機 栽培品	比率	
円/kg	円/kg	%	店	円/kg	円/kg	%	店	円/kg	円/kg	%	店	
平. 26 (1)	209	291	139	63	312	487	156	199	702	1,051	150	69
27 (2)	169	267	159	68	316	461	146	170	618	978	158	84
平. 27. 1 (3)	157	259	165	6	354	445	126	18	588	823	140	10
2 (4)	180	254	141	7	323	449	139	17	553	885	160	9
3 (5)	162	253	156	5	327	459	140	18	613	801	131	4
4 (6)	195	307	157	5	337	489	145	12	512	946	185	7
5 (7)	160	286	179	4	364	508	140	12	679	1,044	154	10
6 (8)	174	275	159	6	531	175	13	13	713	1,059	149	7
7 (9)	186	253	136	6	14	739	1,001	135	4			
8 (10)	155	342	221	5	13	734	892	122	4			
9 (11)	180	225	125	4	16	585	851	145	9			
10 (12)	171	236	138	5	321	431	134	12	538	1,085	202	7
11 (13)	163	260	159	8	296	488	165	13	616	1,218	198	6
12 (14)	146	267	183	7	306	475	155	12	654	1,160	177	7

年間値の店舗数が、月別の店舗数の合計と等しいか確認する。

年次・月別	キャベツ				ほうれんそう				ねぎ			
	価格			(参考) 集計対象 店舗数	価格			(参考) 集計対象 店舗数	価格			(参考) 集計対象 店舗数
	国産 標準品	国産有機 栽培品	比率		国産 標準品	国産有機 栽培品	比率		国産 標準品	国産有機 栽培品	比率	
円/kg	円/kg	%	店	円/kg	円/kg	%	店	円/kg	円/kg	%	店	
平. 26 (1)	198	254	128	11	862	1,294	150	82	737	966	131	11
27 (2)	158	198	126	7	771	1,189	154	135	659	1,163	176	18
平. 27. 1 (3)	-	-	nc	-	811	1,115	138	12	894	1,290	144	2
2 (4)	-	-	nc	-	732	1,128	154	11	732	1,080	148	2
3 (5)	nc	1	758	935	123	11	695	1,245	179	3
4 (6)	-	-	nc	-	863	1,201	139	11	668	1,490	223	2
5 (7)	nc	1	795	1,464	184	11	753	1,407	187	2
6 (8)	173	227	131	2	755	1,147	152	16	-	-	nc	-
7 (9)	nc	1	767	1,181	154	7	-	-	nc	-
8 (10)	-	-	nc	-	745	1,255	169	6	-	-	nc	-
9 (11)	nc	1	820	1,092	133	12	478	544	114	2
10 (12)	nc	1	866	1,363	157	12	-	-	nc	-
11 (13)	-	-	nc	-	693	1,261	182	13	nc	1
12 (14)	-	-	nc	-	659	1,168	177	13	485	920	190	4

調査対象事業所に配布する調査関係用品

番号	関係用品・作成物	原稿渡し (月)	発送時期	備考
1	調査のご協力をお願い	11	11～12月	積算:116(調査対象事業所数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=142
2	生鮮野菜価格動向調査票	11	11～12月	積算:116(調査対象事業所数)×12(12か月分)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1643
3	生鮮野菜価格動向調査票 記入の仕方	11	11～12月	積算:116(調査対象事業所数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=142
4	送付用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	11	11～12月	積算:116(調査対象事業所数)×1(年1回)×1.05+5(農林水産省提出分)=142
5	返信用封筒(調査票返信用)	11	11～12月	積算:116(調査対象事業所数)×4(四半期に1回)×1.05+5(農林水産省提出分)=551
6	生鮮野菜価格動向調査 オンライン調査システム操作ガイド	11	随時	オンライン調査を希望する調査対象事業所に配布
7	オンライン調査用コード・ID	-	随時	オンライン調査を希望する調査対象事業所に配布

(秘) 生鮮野菜価格動向調査 調査対象事業所リスト

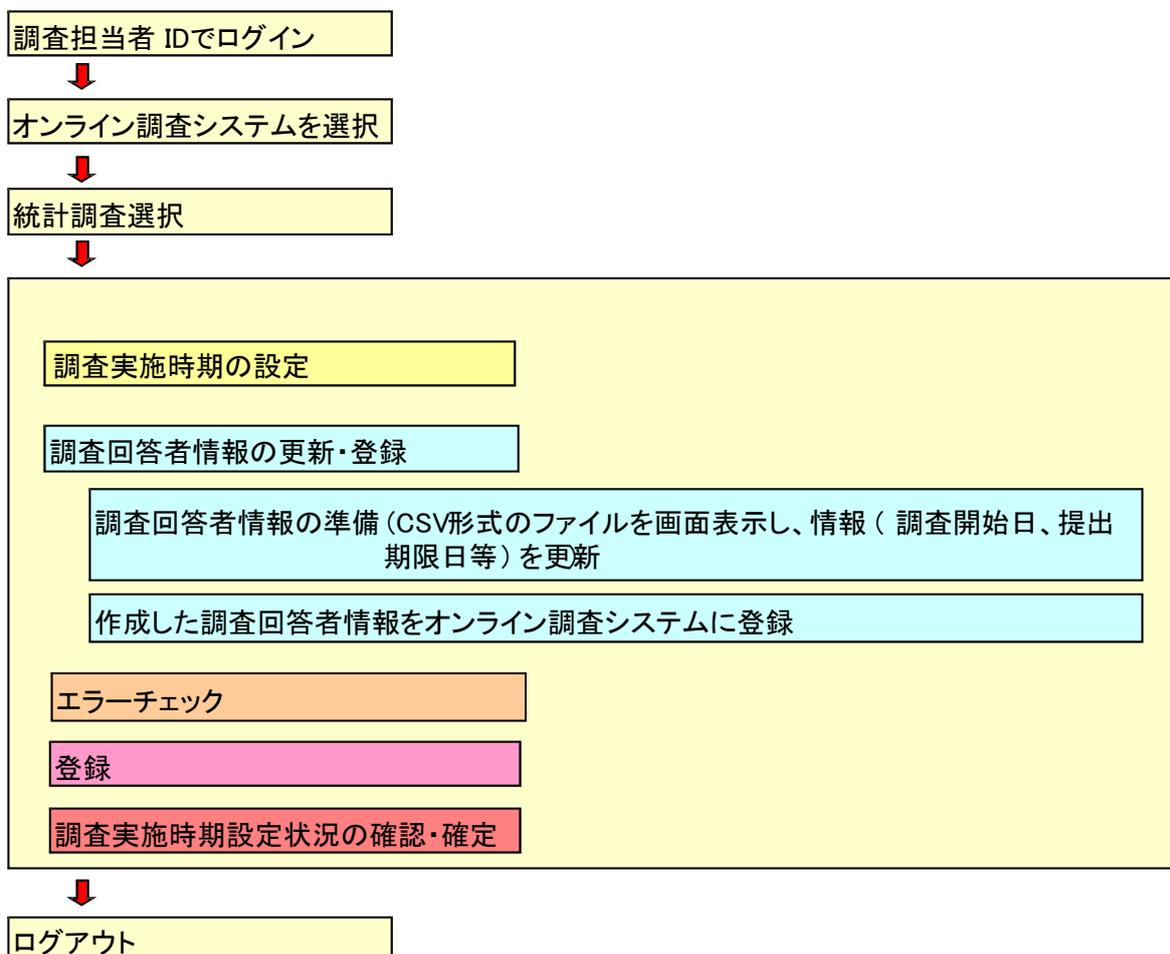
都道府県	
都 市	

担当者氏名： _____

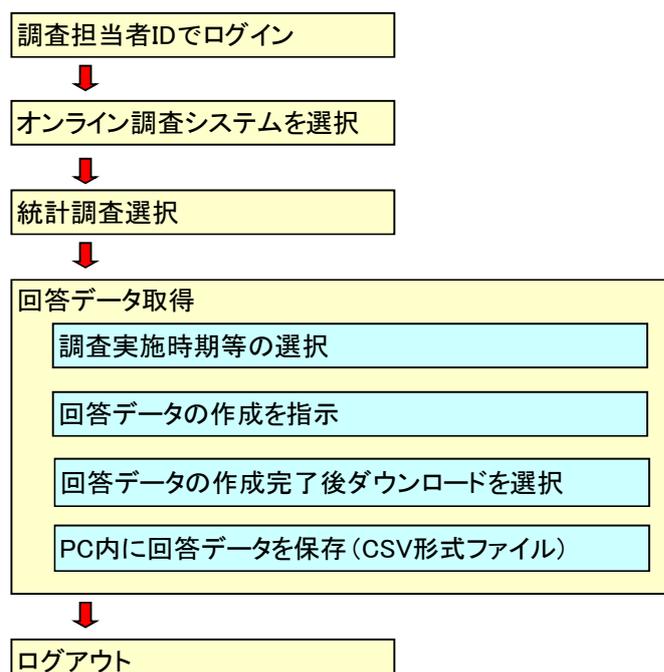
指 標 コ ー ド				事 業 所 名	所 在 地 等					本 店 の 所 在 地 等			備 考
都道府県	市区町村	調査区	事業所		住 所	調査協力者 氏名	電話番号	E-Mail	郵便番号	住 所	電話番号		

生鮮野菜価格動向調査オンライン調査における回答者情報等登録作業 及び調査対象事業所からの回答データ取得作業手順

1. 回答者情報登録作業



2. 回答データ取得作業



(秘) 平成 年 生鮮野菜価格動向調査 問合せ・苦情等対応状況

都市名		No.				
月 日	応対時刻	指標コード 調査区	事業所	内容		備考
				応 対 内 容	回 答 内 容	
				調査客体からの苦情等・照会内容		

（秘）平成 年 生鮮野菜価格動向調査 調査票回収・督促状況

都市名	
-----	--

No.

調査区	指標コード 事業所	調査対象月			調査票 回収年月日	督促日	督促状況 内容	備考
		年	月	日				
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		
						/ /		

（秘）平成 年 生鮮野菜価格動向調査 疑義照会状況

都市名		No.					備考
月日	応対時刻	指標コード			照会内容	回答内容	
		調査区	事業所	事業所			

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
(農林水産省)				
人件費	常勤職員	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-
物件費(郵送料)		-	66	72
委託費	調査協力謝金	-	2,574	2,808
	民間事業者委託費	6,733	4,655	4,655
計(a)		6,733	7,295	7,535
参考値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
a+b		6,733	7,295	7,535
(注記事項)				
<p>1. 調査の実施期間は、1月から12月までの1年間である。</p> <p>2. 経費については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札による委託費、実費払の謝金及び郵送料である。</p> <p>平成22年度の民間事業者委託費は、複数年契約(平成20年11月1日から平成23年2月28日まで)の1調査年分であり(税込)、謝金及び郵送料が含まれている。</p> <p>平成23年度及び平成24年度の民間事業者委託費は、複数年契約(平成22年11月1日から平成26年2月28日まで)の1調査年分であり(税込)、謝金及び郵送料が含まれていない。なお、平成23年度調査に要した謝金は2,574千円、郵送料は66千円であり、平成24年度調査に要した謝金は2,808千円、郵送料は72千円である。</p>				

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
常勤職員	-	-	-	
非常勤職員	-	-	-	
<p>(業務従事者に求められる知識・経験等) 統計調査、生鮮野菜に関する知識、情報処理(パソコン操作)に関する知識、調査対象企業、業界に関する予備知識</p> <p>生鮮野菜価格動向調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。</p>				
<p>(業務の繁閑の状況とその対応) 12月～1月、3月～4月、6月～7月、9月～10月にかけて、調査票の回収、督促、調査票の審査等、業務の繁忙期にあたる。</p> <p>月毎の人員配置について 常勤職員、非常勤職員ともに、月毎に配置状況は変わらない。</p>				
<p>(注記事項)</p> <p>1. 調査の実施に要した人員については、民間委託をしているため、(農林水産省の職員数として)「-」としている。</p> <p>2. 平成22年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ254人日である。 (常勤：15人、非常勤：5人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実査準備(調査対象事業所選定、確認・協力依頼、調査関係用品の印刷・配布) 15人日 ・実査(調査対象日、提出期限の確認、調査票の回収・督促) 62人日 ・調査票の審査、調査対象事業所への照会 114人日 ・調査票の電子化、集計、第1報統計表作成・審査 54人日 ・報告書統計表作成 6人日 ・調査対象事業所への謝礼支給 3人日 <p>3. 平成23年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ338人日である。 (常勤：15人、非常勤：5人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実査準備(調査対象事業所選定、確認・協力依頼、調査関係用品の印刷・配布) 31人日 ・実査(調査対象日、提出期限の確認、調査票の回収・督促) 48人日 ・調査票の審査、調査対象事業所への照会 168人日 ・調査票の電子化、集計、第1報統計表作成・審査 78人日 ・報告書統計表作成 10人日 ・調査対象事業所への謝礼支給 3人日 <p>4. 平成24年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ376人日である。 (常勤：12人、非常勤：3人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実査準備(調査対象事業所選定、確認・協力依頼、調査関係用品の印刷・配布) 37人日 ・実査(調査対象日、提出期限の確認、調査票の回収・督促) 48人日 ・調査票の審査、調査対象事業所への照会 192人日 ・調査票の電子化、集計、第1報統計表作成・審査 88人日 ・報告書統計表作成 8人日 ・調査対象事業所への謝礼支給 3人日 				

3 従来の実施に要した施設及び設備

(1) 平成22年度

施設
会社事務室一角

設備
電話4台、FAX2台、コピー機2台、パソコン4台、プリンタ2台、留守電対応電話1台、シュレッダー1台、書庫、机、いす等

(注記事項)

1. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。
2. 事業を実施するために必要となる設備及び施設は、受託者において準備した。

(2) 平成23年度

施設
会社事務室一角

設備
電話4台、FAX2台、コピー機2台、パソコン4台、プリンタ2台、留守電対応電話1台、シュレッダー1台、書庫、机、いす等

(注記事項)

1. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。
2. 事業を実施するために必要となる設備及び施設は、受託者において準備した。

(3) 平成24年度

施設
会社事務室一角

設備
電話4台、FAX2台、コピー機2台、パソコン4台、プリンタ2台、留守電対応電話1台、シュレッダー1台、書庫、机、いす等

(注記事項)

1. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。
2. 事業を実施するために必要となる設備及び施設は、受託者において準備した。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
生鮮食料品価格・販売動向調査	76%	81%	76%	78%	76%	85%

(注記事項)

1. 回収率の算定根拠

回収率(年間)は、次により算出したものである。

なお、調査対象事業所数は1年間の総数であり、調査不適合により除外した調査対象事業所はない。

平成22年調査(回収率81%)

調査対象事業所数：(1,560)店、回収数：(1,267)店

平成23年調査(回収率78%)

調査対象事業所数：(1,560)店、回収数：(1,223)店

平成24年調査(回収率85%)

調査対象事業所数：(1,560)店、回収数：(1,324)店

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
22年	82.3	83.1	84.6	82.3	81.5	83.1	79.2	79.2	79.2	80.8	79.2	80.0	81.2
23年	82.3	83.1	80.0	76.9	76.9	76.9	77.7	76.9	77.7	77.7	76.9	77.7	78.4
24年	84.6	84.6	85.4	83.1	83.1	83.1	83.1	83.1	81.5	88.5	89.2	89.2	84.9

5 従来の実施方法

従来の実施方法(業務フロー図等)

「生鮮食料品価格・販売動向調査の流れ図」(別紙3-1)及び「生鮮食料品価格・販売動向調査の実施状況について」(別添)参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

打合せや、電話等により民間事業者と農林水産省との情報交換や意見交換を密に行い、調査の実施における具体的な問題点等を把握し、改善を図ることにより、よりよい統計になるように努めている。

調査対象事業所からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。

調査対象事業所の選定替えについては、国から貸与する都市別母集団名簿を用いて新規調査対象事業所を選定している。

都市別母集団名簿には、POSシステム導入の有無、並列販売状況については記載されていない。

このため、協力依頼を行うに当たり、事前にこの点を確認した上、小売店舗へ協力依頼を行う。

協力依頼を行う際は、事前に調査内容について理解を深めた上、店舗に対し調査の目的、調査対象事業所の秘密保護(統計法等の各法律により、調査票やその他個人情報)は厳格に取り扱われ、違反した場合は罰則規定があること等)について十分に説明している。

また、既存調査対象事業所に調査の継続を依頼する場合についても、引き続き協力が得られるよう、同様の対応を行っている。

調査票の回収から公表までの期間が短いため、調査結果を正確かつ迅速に集計することが重要である。

5 従来の実施方法（続き）

（参考）

- ・POSシステム： 小売店のレジにコンピュータを組み込み、店頭での販売時点における商品情報等がリアルタイムに把握できるシステムのこと。
- ・国産標準品： 国内生産された生鮮野菜のうち、品質、栽培方法について消費者に特段の差別化を図らず販売されている商品をいう。
- ・有機栽培品： 農林水産大臣から認可を受けた登録認定機関から認定され、有機JASマークが貼付してある商品をいう。
- ・特別栽培品： 農林水産省で示している「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」に基づき表示されている商品及び各都道府県において定められている特別栽培農産物の認証制度により認証された商品をいう。
なお、上記以外でも、特別な栽培方法等により通常のものに比べて品質、安全等の価値を付して販売されている商品はこれに含めるものとする。
- ・輸入品： 外国から輸入された生鮮野菜をいう。

（注記事項）

1. 「特売」の判断基準について

本調査における調査対象日（原則として12日を含む週の木曜日）には特売日を含めないこととしており、各品目が特売であるかの判断は調査対象事業所が行う。

調査票の記入方法等を調査対象事業所に指導する際に、特売の判断基準については次の2点であることを説明している。

広告チラシ、店内POP等により通常価格より値引き販売していることを明確にしていること。

売り切るために値下げして販売する、いわゆる「見切り品」。

なお、ディスカウントストア等の他店舗と比較して安値で販売している店舗については、その価格が通常価格である場合は特売とはしない。

2. 調査対象事業所の選定と調査対象事業所への協力依頼

24年調査では、23年の調査対象事業所のうち継続して調査を依頼できると判断した調査対象事業所に対して、調査開始前に電話により調査の継続意向の確認を行い130中106調査対象事業所から調査の協力が得られた。

選定替えの必要があると判断した調査対象事業所及び意向確認の結果、協力を得ることができなかった24調査対象事業所については、都市別母集団名簿をもとに、POSシステム導入の有無、並列販売の有無等を確認した上で協力依頼を行い、代替選定を行った。

また、回収率が著しく低い調査対象事業所について代替選定の必要性があること及び閉店で調査不可能な調査対象事業所が発生したことから、第2四半期調査後、14調査対象事業所について代替選定を行った。

3. 調査方法と実績

24年調査は、調査票を郵送により配布し、郵送、FAX、電子メール又はオンラインの中から調査対象事業所が希望する方法により行った。

24年12月調査時による報告数

- ・郵送回収 100
- ・FAX回収 0
- ・電子メール回収 30
- ・オンライン回収 0

なお、調査関係用品の配布及び調査票の回収における郵送料は約7万円（郵送に掛かる人件費は含まない。）であった。

5 従来の実施方法（続き）

（注記事項）（続き）

4．督促の方法と実績

平成24年調査の民間業者による督促の体制は、2名体制で対応した。その方法については、電話又は電子メールにより行い、督促件数は年間354件であった。

5．調査対象事業所からの照会件数

24年調査における調査対象事業所からの照会件数は8件であった。

6．調査対象事業所への疑義照会件数（平成24年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
合計	38	34	14	88	59	42	22	7	3	102	42	27	478
月別の価格騰落率	36	31	11	15	9	7	22	7	3	78	33	22	274
並列販売間の価格比	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8
他店舗間の価格比	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
その他	1	0	0	73	50	35	0	0	0	16	9	5	189

7．調査対象事業所への謝金支払と実績

24年調査の調査対象事業所に支払う謝金については、原則として調査票の記入を行う調査対象事業所に対し、口座振込により支給している。

延べ1,248調査対象事業所に対し、1調査対象事業所当たり年間最大27,000円で総額約280万円（謝礼支払いに掛かる振込手数料や人件費等は含まない。）を支払った。

(別添)

平成25年3月7日
農 林 水 産 省
大臣官房統計部

民間競争入札実施事業
生鮮食料品価格・販売動向調査の実施状況について
(平成23年調査及び平成24年1月調査から9月調査までの分)

I 事業の概要

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行い、次の内容により平成23年調査から平成25年調査までの事業を実施している。

1 事業内容

生鮮食料品価格・販売動向調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成並びに調査客体への謝礼支給に係る業務

2 契約期間

平成22年11月1日から平成26年2月28日までの3年4箇月間

3 受託者

株式会社 日本インヴェスティゲーション

II 確保されるべき質の達成状況及び評価

平成23年（1月から12月までの分）及び平成24年（1月から9月までの分）（以下「評価期間」という。）の本調査における確保されるべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。

1 調査票の回収・督促

各月の130調査客体からの調査票の回収率は、調査票の提出期日を事前通知するなどの創意工夫を行い、電話又は電子メールにより督促を行った結果、評価期間の全ての月において確保されるべき質とした月別目標率（70%）を上回り、また、評価期間を通した平均回収率も80.6%（平成23年：78.4%、平成24年：83.5%）となり、確保されるべき質とした年間目標率（76%）を上回った。

また、評価期間を通した督促件数は661件（平成23年：379件、平成24年：282件）であった。

表1 月別回収率

	年平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成23年 (%)	78.4	82.3	83.1	80.0	76.9	76.9	76.9	77.7	76.9	77.7	77.7	76.9	77.7
平成24年 (%)	83.5	84.6	84.6	85.4	83.1	83.1	83.1	83.1	83.1	81.5	-	-	-

注：平成24年の年平均は1月から9月までの平均である。

表2 督促件数

	年間計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成23年(件)	379	37	36	40	30	30	30	29	30	29	29	30	29
平成24年(件)	282	36	34	34	31	31	31	28	28	29	-	-	-

注：平成24年の年間計は1月から9月までの合計である。以下、平成24年の年間計について同じ。

2 調査客体からの問合せ対応、調査票の審査及び疑義照会対応

(1) 調査客体からの問合せ対応

民間事業者は、生鮮食料品価格・販売動向調査事務局の専用回線を設置し、調査客体からの問合せに対応した。調査客体からの問合せ・苦情等への対応については、本業務に精通した責任者が中心となり対応し、可能な限り即時解決を図るとともに、調査客体からの問合せ等をデータベース化して、以降の照会対応の参考とした。

なお、評価期間の問合せ件数は60件（平成23年：54件、平成24年：6件）、うち、評価期間の苦情件数は0件であった。

表3 調査客体から民間事業者への問合せ等対応件数

	年間計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成23年(件)	54	1	9	17	4	1	7	3	3	6	0	3	0
うち苦情(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成24年(件)	6	0	0	0	0	0	2	0	1	3	-	-	-
うち苦情(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-

○ 問合せの主な内容

調査内容（調査票の記入の仕方、調査対象日の確認等）、調査関係用品の再送付依頼、調査辞退、閉店の連絡等

(2) 調査票の審査及び疑義照会対応

民間事業者は、回収された調査票を農林水産省が提示した審査事項一覧表に基づき、審査用プログラムによるデータの妥当性等の審査を行い、審査の結果、疑義が生じた項目については、調査票データと審査用プログラムの入力値を再確認した上で、必要に応じて調査客体へ電話、電子メール等で疑義照会を的確に行った。また、過去に同様の疑義照会を行い修正の必要がない事例や、疑義照会により把握した調査客体ごとの特徴等をデータベース化することにより、以降の疑義照会の参考とした。

なお、疑義照会件数は676件（平成23年：369件、平成24年：307件）であった。

表4 月別疑義照会件数

	年間計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成23年(件)	369	34	20	12	57	7	8	35	24	30	68	37	37
平成24年(件)	307	38	34	14	88	59	42	22	7	3	-	-	-

○ 疑義照会の主な内容

品目別販売価格の前月及び前年同月と比べた価格騰落率、並列販売（国産標準品と有機栽培品、特別栽培品又は輸入品のいずれかを同時に販売する）品目における販売区分別にみた価格比、店舗間の価格比等

3 評価

評価期間に確保されるべき質として定めた年間目標率（76%）及び月別目標率（70%）については、いずれも上回っており評価できる。

調査票の審査及び疑義照会については、審査事項一覧表に基づく審査用プログラムにより確実に審査を行ったことに加え、過去の疑義照会の内容等をデータベース化するなど、効率的な審査及び疑義照会に努めたことは評価できる。

Ⅲ 実施経費の状況

市場化テスト開始前の国における従来の実施経費（平成20年度実施経費の3箇年分）と契約金額との比較結果は、次のとおりである。

平成23年調査から平成25年調査までの3調査年分の契約金額13,965,000円は、従来の実施経費の約70%に相当し、農林水産省側としては、5,976,000円の経費が削減されている。

実施経費：19,941,000円（平成20年度実施経費の3箇年分）

6,647,000円（1調査年分）

契約金額：13,965,000円（平成23年調査から平成25年調査までの3調査年分）

4,655,000円（1調査年分）

（平成20年度実施経費の約70%）

削減額：5,976,000円

1,992,000円（1調査年分）

なお、平成21年調査から実施した市場化テストとしての第1期事業の契約金額と比較した場合には、農林水産省側としては、1調査年当たり638,825円の経費が増加している。

これは、第1期においては低入札価格であったことに加え、調査精度維持のため、民間事業者に代わって農林水産省が調査票の実質的な審査を行ったのに対して、第2期では、第1期と同一の民間事業者が落札した結果、第1期において不十分であった調査票の審査業務等に要する人件費の経費が増加しているためである。

※1 契約金額には、国が実費を負担する謝金及び郵送料は含まれていないため、平成20年度実施経費から謝金及び郵送料（平成20年調査の調査客体数を乗じて計算した金額）を除いている。

2 第1期事業（平成21年調査及び平成22年調査）における契約金額は13,466,250円であるが、謝金及び郵便料を含んでおり、謝金及び郵便料を除いた1調査年分は4,016,175円である。

Ⅳ 事業の実施状況

1 実施体制

実施体制については、次のとおりである。

表5 事業の実施体制

	平成23年	平成24年
客体選定、確認・協力依頼	18人日	22人日
調査関係用品の印刷・配布（封入）	13人日	10人日
調査客体からの照会対応	常時、2名を配置	常時、2名を配置
調査対象日、提出期限の確認、調査票の回収・督促	48人日	36人日
調査票の審査、調査客体への疑義照会	168人日	150人日
集計、第1報結果表作成・審査	78人日	65人日
報告書統計表作成	10人日	—
調査客体への謝礼支給	3人日	—

2 実査準備

(1) 調査関係用品の印刷

印刷原稿について、平成23年調査分は平成22年11月13日に農林水産省の確認後、11月17日に印刷を行い、印刷終了後の11月22日に農林水産省へ全調査関係用品5セットを納品した。

また、平成24年調査分は平成23年11月17日に農林水産省の確認後、11月19日に印刷を行い、印刷終了後の11月22日に農林水産省へ全調査関係用品5セットを納品した。

なお、1年当たりの印刷部数は、次のとおりである。

表6 関係用品印刷部数（1年当たり）

関係用品印刷物	農林水産省が基数として提示した印刷部数	実印刷部数
調査ご協力をお願い	$130(\text{調査店舗数}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 142$	150
生鮮食料品価格・販売動向調査票	$130(\text{調査店舗数}) \times 12(\text{12箇月分}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 1,643$	2,000
生鮮食料品価格販売動向調査記入の仕方	$130(\text{調査店舗数}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 142$	150
送付用封筒	$130(\text{調査店舗数}) \times 1(\text{年1回}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 142$	200
返信用封筒	$130(\text{調査店舗数}) \times 4(\text{四半期に1回}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 551$	600

(2) 調査客体への翌年の調査の連絡・協力確認等

毎年12月1日現在の調査客体に対して、回収状況等を踏まえ、継続して翌年の調査を依頼できると判断した調査客体には電話により調査の継続意向を確認し、選定替えの必要があると判断した調査客体及び意向確認の結果、協力を得ることができなかった調査客体は代替選定を行った。

また、調査客体への確認の際にはオンライン調査への変更を案内するとともに、調査用品の送付先、謝金振込用の口座に変更がないか確認した。

なお、平成23年調査及び平成24年調査時の連絡・協力確認等の状況は次のとおりである。

- ・ 平成23年調査（平成22年12月13日から17日まで、平成23年7月7日）
- ・ 平成24年調査（平成23年12月5日から14日まで）

平成22年12月1日現在及び平成23年12月1日現在の調査客体について、回収状況等を踏まえた検討の結果、継続して調査を依頼できると判断した調査客体に電話により調査の継続意向を確認し、平成23年調査、平成24年調査共に106調査客

体から翌年の調査協力を得た。一方、選定替えの必要があると判断した調査客体及び翌年の調査協力を得ることができなかった調査客体について、都市別母集団名簿を基に、POSシステムの導入状況、並列販売の有無等の条件を確認の上、平成23年調査、平成24年調査ともに24調査客体を代替選定した。

また、平成23年7月に、閉店等を理由に調査の継続が困難となった8調査客体について、選定替えを行った。

3 実査

(1) 調査関係用品の配布

平成23年調査における調査関係用品の配布については、平成22年12月13日から17日までに第1四半期分を全調査客体分、平成23年4月に第2から第4四半期までの分を全調査客体に、平成23年7月に代替抽出した8調査客体に郵送した。

また、平成24年調査における調査関係用品の配布については、平成23年12月26、27日に第1から第4四半期までの分を全調査客体に郵送した。

(2) 調査客体からの照会対応

調査客体からの照会対応については、生鮮食料品価格・販売動向調査事務局の専用回線を設置し、常時2名を配置して対応した。

創意工夫した点としては、

- ① 照会のあった内容をデータベース化して、以降の照会対応が効率的に行えるようにしたこと。
- ② 毎月、調査対象週の月曜日に調査対象日の周知を図ったこと。

が挙げられる。

調査客体からの照会対応業務の実施状況は次のとおりである。

- ・平成22年12月1日から平成24年12月28日まで
- ・土日・祝日を除く午前9時から午後6時まで

(3) 調査票の回収・督促

調査票の回収については、郵送、FAX又は電子メールの中から調査客体が希望する方法により行った（平成24年9月調査時 郵送：76調査客体、FAX：0調査客体、電子メール：30調査客体）。督促については、電話又は電子メールにより行った。

また、督促の体制は2名体制で実施した。

創意工夫した点としては、

- ① 提出期日までに回収がスムーズに行われるよう、四半期ごとの調査票提出日の2週間前に調査票の提出期日を事前通知したこと。
- ② 回収、督促の状況を一覧表に整理し、督促リストの作成や督促スケジュールの管理を行い、督促漏れのないよう行ったこと。

が挙げられる。

4 調査票の審査、調査客体への疑義照会

調査票の審査については、審査用プログラムを用いて審査基準を超えたデータに

について、必要な場合は調査客体に電話により疑義照会を行った。

調査票の審査、調査客体への疑義照会の体制は2名体制で実施した。

疑義照会について創意工夫した点としては、

- ① 審査用プログラムの活用にあたって入力ミスが生じないように、2人一組によるダブルチェックにより誤入力の防止を図ったこと。
- ② 農林水産省が示す審査事項一覧表の審査項目について自動判読できるような審査用プログラムを作成したこと。
- ③ 過去に同様の照会があったものや調査客体ごとの特徴をデータベース化し、以降の照会を効率的に行ったこと。

が挙げられる。

5 集計及び第1報結果表の作成・審査

集計及び第1報結果表の作成については、自動集計プログラムを用いて、調査票データを集計表に自動的に加算・集計する方法で行った。

集計結果の審査については、セキュリティを確保するため、責任者の管理の下、2人一組で審査基準に基づいて行った。

6 調査客体への謝礼支給

調査客体への謝礼の支給については、翌年の調査の連絡・協力確認を電話により行う際、謝金の振込先口座の確認を行い、口座振込により行った。

調査客体への謝礼支給業務の実施状況は次のとおりである。

- ・平成24年1月30日から31日まで

表7 調査客体への謝礼支給の状況（平成23年）

	受領事業所数	辞退事業所数
調査客体数（事業所）	1,144	94

7 調査客体への対応状況

平成24年第3四半期における生鮮食料品価格・販売動向調査票を回収できた100調査客体に対して、民間事業者の対応状況について把握を行った。

(1) 実施状況

①事務局からの調査協力依頼状況、②問合せに対する事務局の対応状況、③事務局からの督促対応状況、④事務局からの照会・確認対応状況、⑤事務局全体の感想について、アンケートを実施した（平成24年11月22日発送、12月6日締切り）。

表8 アンケート回収状況

調査客体数 ①	回収数 ②	回収率 ③=②÷①
事業所 100	事業所 47	% 47.0

(2) 集計結果（別紙参照）

① 調査協力依頼状況

調査協力依頼の際の事務局の態度について「どちらかといえば悪い」又は「悪い」と回答した調査客体は無く、協力依頼の説明については1調査客体から「わかりづらい」との回答があったものの、おおむね「わかりやすい」又は「どちらかといえばわかりやすい」との回答であった。

② 問合せの対応状況

説明が「どちらかといえばわかりづらい」又は「わかりづらい」との回答はなかった。

③ 督促対応状況

督促の仕方・態度について「どちらかといえば悪い」又は「悪い」との回答はなく、事務局の行った督促の仕方や態度について好意的な回答であった。

④ 照会・確認対応状況

照会・確認の態度について「どちらかといえば悪い」又は「悪い」との回答はなく、事務局の行った照会や確認について好意的な回答であった。

V 全体的な評価

本事業における民間委託事業の実施状況については、評価期間における調査票の回収率が確保されるべき質とした月別目標率（70%）及び年間目標率（76%）を上回り（評価期間平均回収率80.6%）、また、調査票の回収・督促、疑義照会等も滞りなく行われており、事業実績及び国が実施していた従来の実施経費に対する経費の削除状況は良好であった。

加えて、調査客体に対する応対に関するアンケート結果においてもおおむね良好な評価を得ていることから、全体的な評価として良好に実施されていると評価できる。

以上のことから、本事業は良好な実施状況であるため、次期においては、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で事業を実施することとしたい。

(別紙)

生鮮食料品価格・販売動向調査の実施民間事業者の業務に関するアンケート結果

1 事務局からの調査協力依頼

問1 事務局からの調査協力依頼はどのように行われましたか。

計	訪問	電話	郵送	無回答
56	8	34	13	1

※複数回答のため計は回答者数と一致しない。

問2 調査協力依頼の際の事務局の態度は、いかがでしたか。

計	良い	どちらかといえ ば良い	どちらかといえ ば悪い	悪い
39	28	11	0	0
100.0 %	71.8 %	28.2 %	0.0 %	0.0 %

問3 調査協力依頼の内容に関する事務局の説明は、いかがでしたか。

計	わかりやすい	どちらかといえ ばわかりやすい	どちらかといえ ばわかりづらい	わかりづらい
38	23	14	0	1
100.0 %	60.5 %	36.8 %	0.0 %	2.6 %

2 問合せに対する事務局の対応

問1 事務局へ問合せを行いましたか。

計	問合せをした	問合せをしなかった	無回答
47	10	36	1
100.0 %	21.3 %	76.6 %	2.1 %

問2 事務局にはどのようなことで問合せを行いましたか。

計	調査の内容	その他	無回答
10	6	3	1
100.0 %	60.0 %	30.0 %	10.0 %

問3 問合せに対する事務局の対応は、いかがでしたか。

計	良い	どちらかといえ ば良い	どちらかといえ ば悪い	悪い	無回答
10	7	2	0	0	1
100.0 %	70.0 %	20.0 %	0.0 %	0.0 %	10.0 %

問4 問合せに対する事務局の説明は、いかがでしたか。

計	わかりやすい	どちらかといえばわかりやすい	どちらかといえばわかりづらい	わかりづらい
10	7	3	0	0
100.0 %	70.0 %	30.0 %	0.0 %	0.0 %

3 事務局からの調査票提出の督促や、回答内容についての照会・確認

問1 事務局から調査票提出の督促や、回収した内容について照会・確認がありましたか。

計	督促があった	照会・確認があった	督促及び照会・確認があった	どちらもなかった
47	8	7	12	20
100.0 %	17.0 %	14.9 %	25.5 %	42.6 %

問2 事務局の督促の仕方・態度は、いかがでしたか。

計	良い	どちらかといえば良い	どちらかといえば悪い	悪い
20	12	8	0	0
100.0 %	60.0 %	40.0 %	0.0 %	0.0 %

問3 回答した内容についての照会・確認を行ってきた際の事務局の態度は、いかがでしたか。

計	良い	どちらかといえば良い	どちらかといえば悪い	悪い
19	13	6	0	0
100.0 %	68.4 %	31.6 %	0.0 %	0.0 %